

屋外広告物部会報告資料

～第10回富山県景観審議会資料～

平成20年7月28日（月）

【目次】

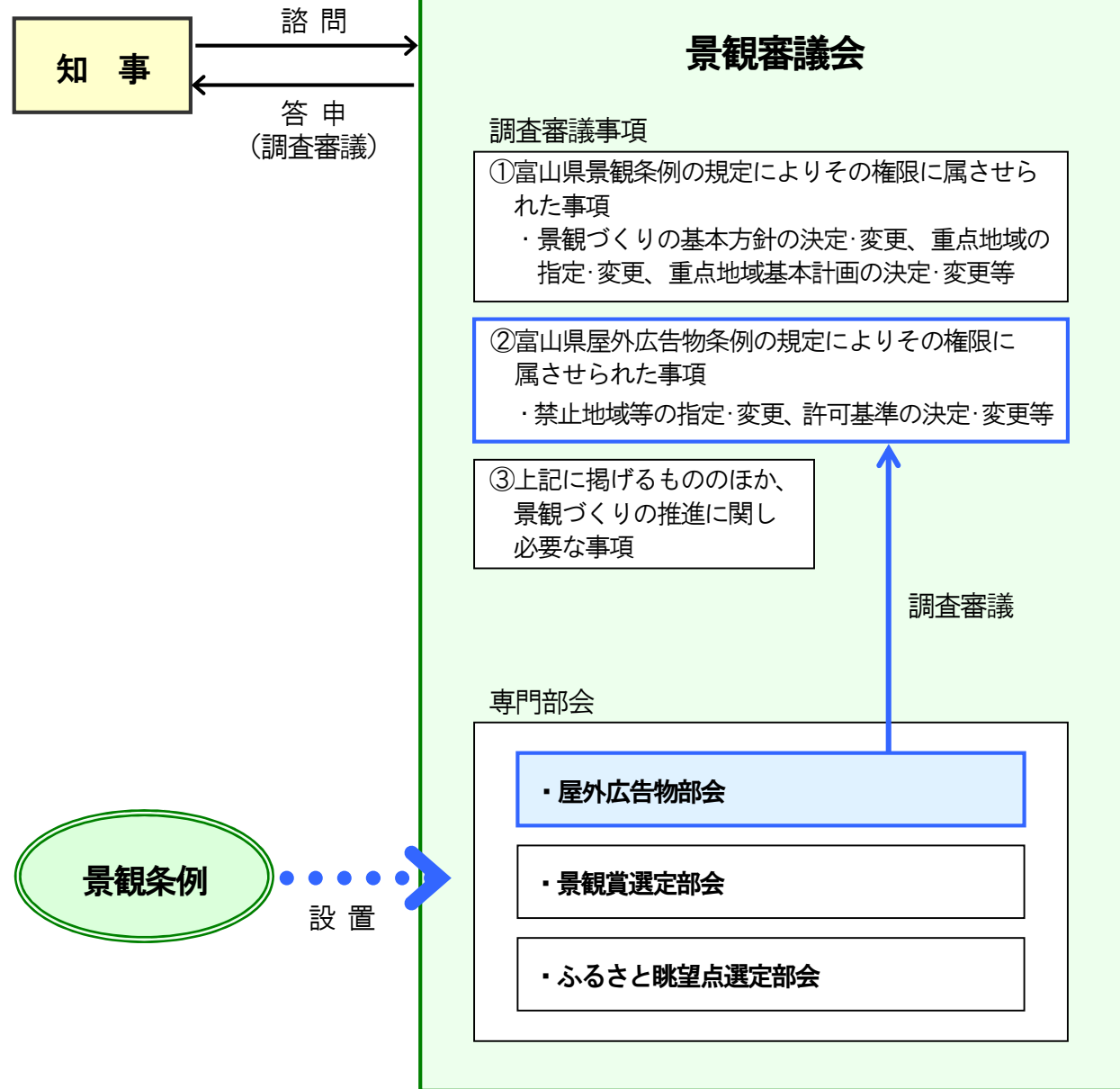
I. 屋外広告物部会の概要	1
II. 屋外広告物条例の概要	2
II-1 富山県屋外広告物条例の概要	2
II-2 見直し事項に係る本県の許可基準の現状	3
III. 現況調査の結果	4
III-1 調査の概要	4
III-2 調査地区の選定	4
III-3 調査結果の概要	5
IV. 問題点・課題の整理	7
IV-1 立地条件や景観類型について	7
IV-2 屋外広告物の面積や高さについて	7
IV-3 形状や色彩等について	7
IV-4 問題点・課題の整理	7
V. 許可基準等の見直し方針	8
V-1 許可基準等の見直し方針の考え方	8
V-2 許可基準等の見直し方針	8

I. 屋外広告物部会の概要

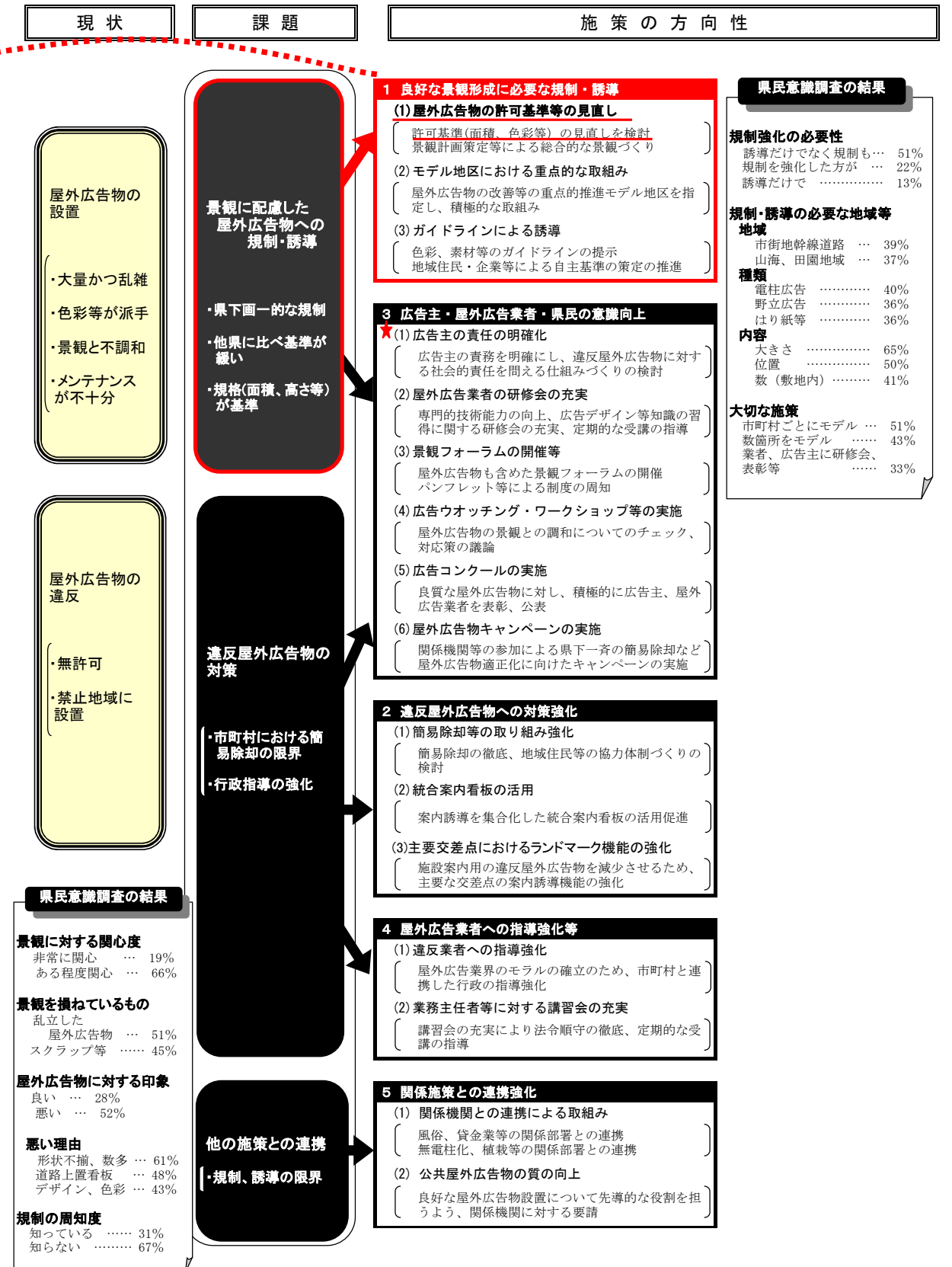
<許可基準等の見直しに係る主な検討事項>

- ①自家広告物への総量規制導入の検討
- ②野立広告の高さ基準等の検討
- ③禁止地域等の見直し
- ④色彩基準導入可能性の検討
(基準等の検討に加え、広告主責任の明確化等についても検討)

屋外広告物部会の位置づけ



「良好な都市景観を形成するための屋外広告物のあり方に関する提言」(平成18年10月)



Ⅱ. 屋外広告物条例の概要

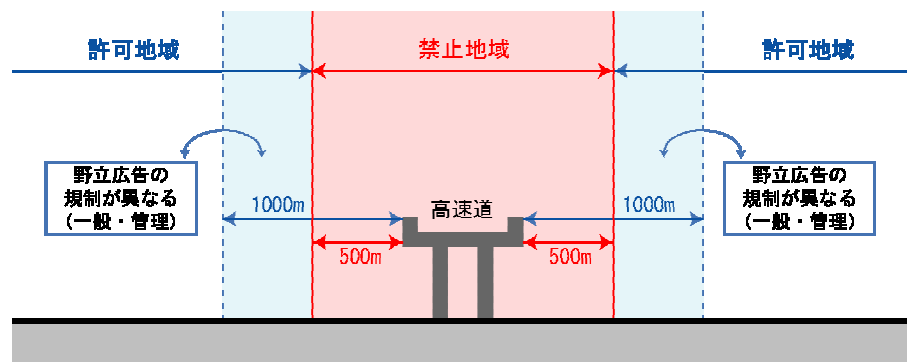
Ⅱ-1 富山県屋外広告物条例の概要

- 条例の対象エリアは、富山市を除く県下全域である
- 条例では、大きく以下のカテゴリによって、屋外広告物を規制している
 - ・ エリアによる規制（禁止地域・許可地域）
 - ・ 広告物の設置目的別の規制（自家広告物・管理広告物・一般広告物）
 - ・ 広告物の種類による規制（野立広告・屋上広告・壁面広告・突出広告等）
 - ・ 屋外広告物の表示を禁止する物件による規制（橋、街路樹、道路標識、電柱、街灯柱等）

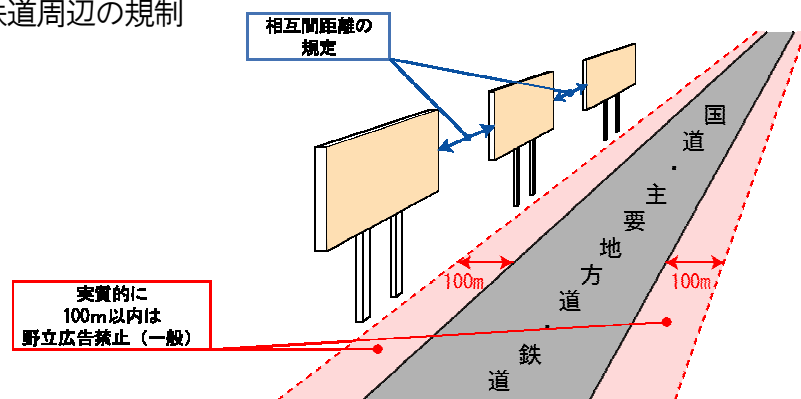
禁止地域・許可地域の概要

地域区分	細区分
○禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外（住居専用地域・都市公園等） ・ 高速道及びその両側500m
○許可地域（禁止地域以外の全ての地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道の両側500m超1000m以内 ・ 国道・主要地方道・鉄道の両側100m以内 ・ 上記以外

参考) 高速道周辺の禁止地域・許可地域の区分



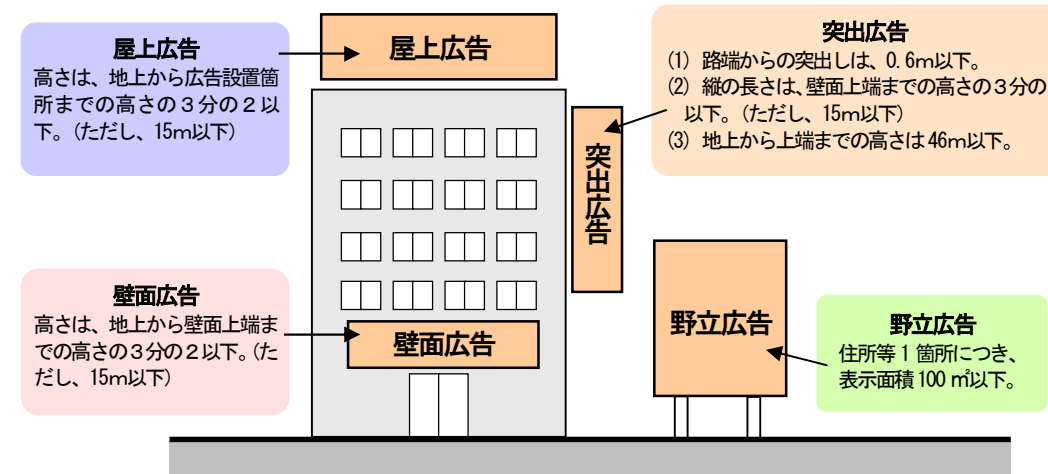
参考) 国道・主要地方道・鉄道周辺の規制概要（許可地域）



広告物の設置目的別類型

○自家広告物	○管理用広告物	○一般広告物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外

主な広告物の種類と許可基準の例（許可地域・自家広告物）



○許可基準（主なもの）

地域又は場所	自家広告物			一般広告物		
	野立広告	建築物利用 屋上広告	建築物利用 壁面広告	野立広告	建築物利用 屋上広告	建築物利用 壁面広告
禁止地域 1	2以外の禁止地域（住居専用地域等） うち野立広告は15㎡以下			×	×	×
禁止地域 2	高速道路とその両側500m以内			×	×	×
許可地域	1	50㎡以下	高さ2/3	50㎡以下	高さ2/3	面積1/2
	2	100㎡以下	かつ、15m以下	×	かつ、15m以下	かつ、20㎡以下
	3		上記以外許可地域		30㎡以下	

Ⅱ-2 見直し事項に係る本県の許可基準の現状

1. 禁止地域等の見直しについて

- 高速道沿い禁止地域内（道路及び両側500m）では、高速道から見通せなくても原則禁止
- 国道等両側100m以内は一般野立広告が実質禁止される許可地域であるが、理解困難
- 規制は、地域を禁止2種類、許可3種類に分け、それぞれ細かく基準設定されている

禁止地域が高速道沿いに指定されている理由は、通行時の安全性確保が主と考えられるが、現行では、高速道から見通せない場所であっても、広告物の表示が禁止となっている。

高速道沿い禁止地域の一部には、大規模な商業施設等も立地している現状にあり、規制に対する理解が得られにくく、また、地区の連絡板すら設置できないといった問題もみられる。

このため、両側500mとなっている規定の妥当性や、高速道路から見通せない地域の扱いを検討する必要がある。併せて用途地域指定との整合性、適用除外の拡大等も考慮する必要がある。

許可地域である国道・主要地方道等両側100m以内は、一般野立広告については、後退距離として実質禁止されているが、複雑な規定であるため、県民等への理解周知が困難であり、また、禁止される道路も非常に多いため、現実との乖離も大きい（違反が非常に多い）。

このため、国道・主要地方道等の後退距離100mの妥当性と、規制手法を検討する必要がある。

現行条例では、5地域（禁止2、許可3）ごとに複雑に既定されている現行規制を、規制区分の整理統合や規定方法の見直し等により、わかりやすく整理できないか検討する必要がある。

2. 野立広告における高さ基準について

- 野立広告には高さ基準がなく、面積基準も自家100㎡と極めて緩い
- ほとんどの都道府県では、野立広告物の高さ基準がある

本県では、野立広告の面積規制はあるものの、高さ基準は設定されていないため、大小さまざま・高さバラバラの野立広告が乱立し、景観を損ねる要因ともなっている。一方で、他都道府県のほとんどで高さ基準は設定されている状況にある。

このため、野立広告の高さ基準を導入する方向で、その高さの適正基準を検討する必要がある。

基準の設定に際しては、道路幅員や道路境界線からの距離など景観の観点や、自家広告物の総量規制との関係等について、考慮する必要がある。



高さバラバラの屋外広告物

3. 自家広告物の総量規制（面積基準）について

- 禁止地域において、1住所等※当たりの総量規制（面積）を実施
- 許可地域においては、総量規制はなく、一部（野立・壁面）を除き、面積基準もない

本県では、禁止地域において、自家広告物の許可基準の中で、広告物の総量規制を実施している。許可地域においては屋上・壁面・突出広告に総量規制はなく、野立広告の総量規制も100㎡等と、他都道府県に比べ緩い状況となっている（他県；30～50㎡程度）。

このため、許可地域では、小規模店舗であっても巨大な広告物を複数掲出することが可能であり、景観を損ねる一因となっている。また、総量規制は1住所等当たりであり、敷地規模が大きい場合にその規模に応じた量の広告物が表示できない問題や、大規模な複合店舗への適用が困難などの問題がある。

また、一般広告物も含めた1住所等あたりの総量規制がないため、建物の壁面が複数の一般広告物に覆い尽くされるなどの例も見受けられる。

このため、これらの実態を把握した上で、1住所等あたりの総量規制を導入する方向で、その面積の適正基準を検討する必要がある。

基準の設定に際しては、規模に応じた段階的規制など、その規制手法についても検討する必要がある。

※住所等：住所又は事業所、営業所もしくは作業場



巨大な屋外広告物例

4. 色彩基準について

- 蛍光塗料が禁止される以外は、色彩基準がない

本県の屋外広告物条例では、蛍光塗料が禁止される（電柱広告では地色に赤黒黄も禁止）以外は色彩基準がなく、広告物の色彩に関しては、大規模行為での誘導等にとどまっている。

原色のイメージカラーで建物全体を看板化させる例や、目立つ黄色を多用するなど、派手な屋外広告物の氾濫が見られる。

近年、他都道府県等において、色彩基準を設定する例もみられることから、これらの状況を精査し、色彩基準の導入の可能性について検討する必要がある。

参考）広告物の種類別の許可基準について

- ・ 条例に定義されているが許可基準がない広告物や、新たな形態の広告物の出現がある

ラッピングバス等の車体利用広告など、条例に許可基準の無い広告物や、LED広告など新たな形態の広告物に関する規定整備等を検討する必要がある

Ⅲ. 現況調査の結果

Ⅲ-1 調査の概要

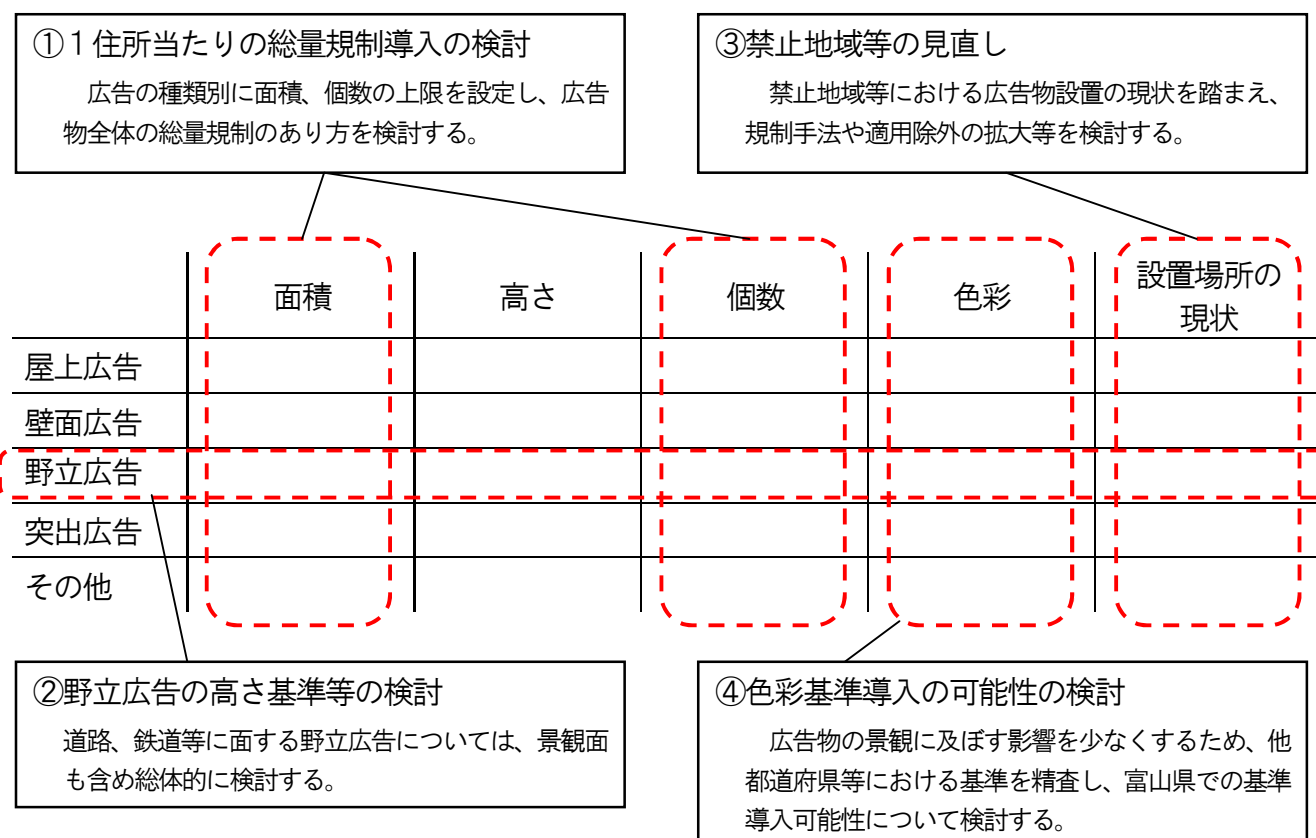
1. 調査目的

「富山県良好な都市景観形成懇談会」の提言を受け、以下の4つの視点により基準の見直しを検討するため、屋外広告物の現況調査を行った。

<許可基準等の見直しの視点>

- ① 1住所当たりの総量規制導入の検討
- ② 野立広告の高さ基準等の検討
- ③ 禁止地域等の見直し
- ④ 色彩基準導入の可能性の検討

<見直しの視点に基づく検討概要>



2. 調査内容・対象

屋外広告物の許可基準等の見直し検討にあたり、設置状況（面積、高さ、設置場所等）について現状を把握するため、屋外広告物のうち、野立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告等について、各調査地区において、確認調査（写真撮影等）を行った。

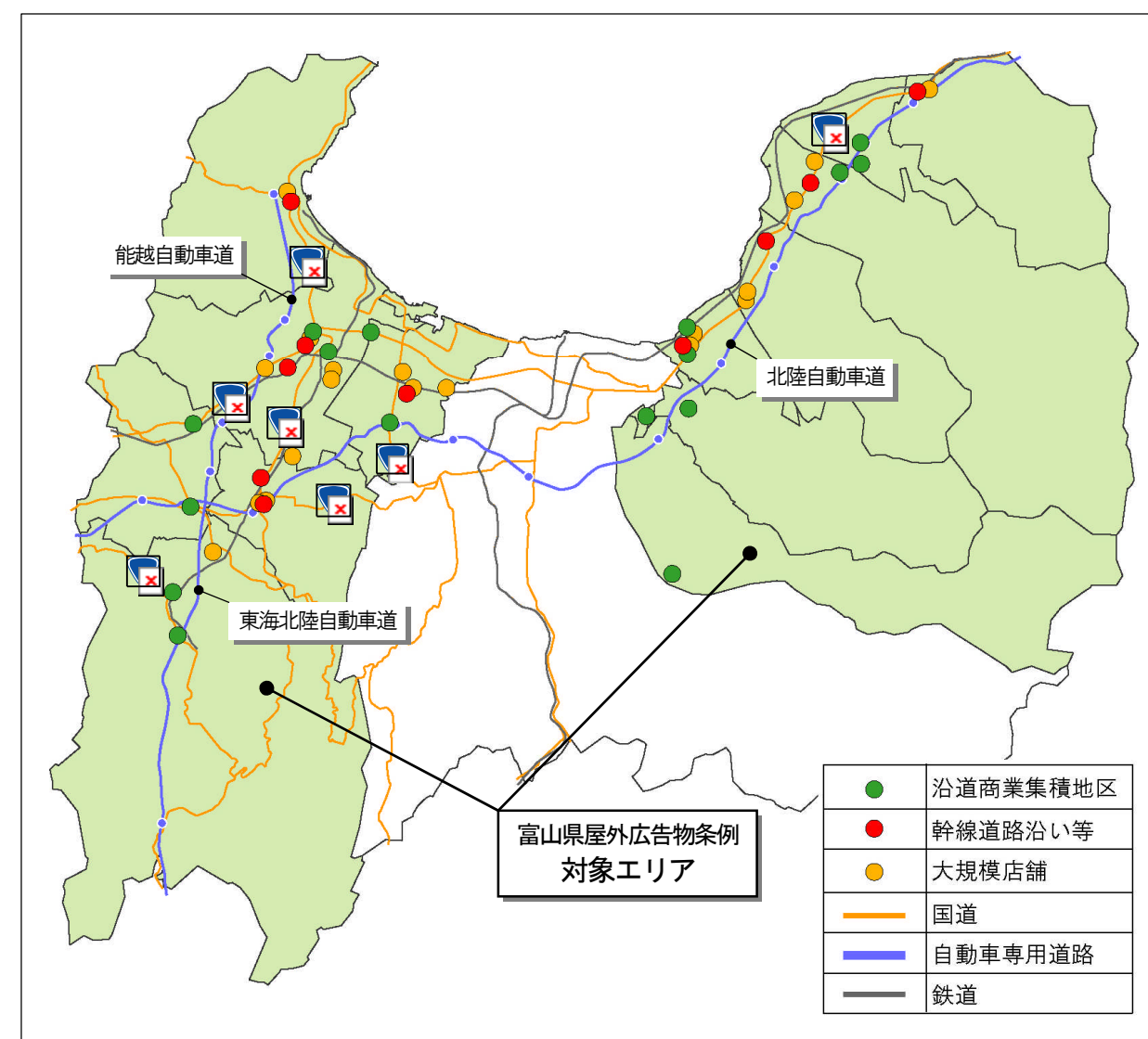
調査日程：平成19年12月3日から28日まで

Ⅲ-2 調査地区の選定

○屋外広告物の景観類型要因や、屋外広告物条例の見直し検討項目等を勘案し、幹線道路沿いの地域を中心に、調査地区を選定した

調査地区の選定については、本条例の適用範囲である富山市以外の県下全域の中で、屋外広告物を取り巻く景観類型要因や、屋外広告物条例の見直し検討項目等を勘案し、幹線道路沿いの地域を中心に、以下の45地区を選定した。

- ① 沿道商業集積地区（概ね300m程度：両側）：10地区
- ② 幹線道路沿い等：16地区
- ③ 大規模店舗：19地区

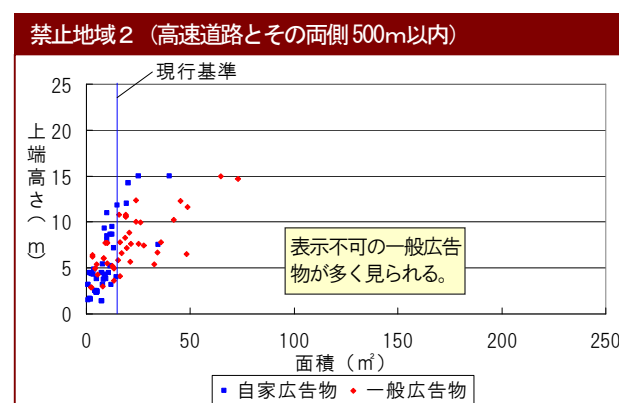


Ⅲ-3 調査結果の概要

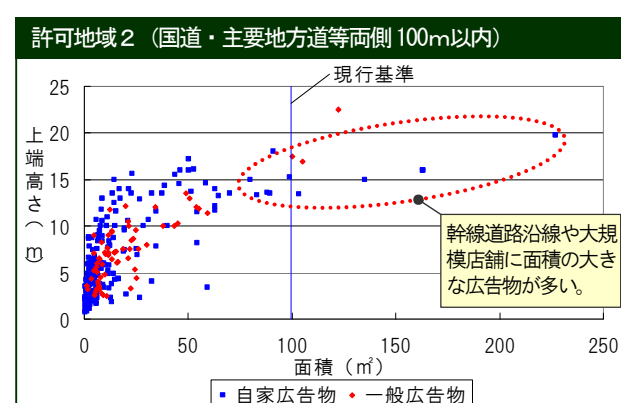
主な広告物（野立、屋上、壁面等）についての現況調査結果を以下に示す。

1. 野立広告

- ・面積 50 m²以下のものが全体の 90%以上
- ・高さ 12m以下が全体の約 90%、平均の高さは約 6m
- ・禁止地域や、一般野立広告の表示は認められない国道・主要地方道等沿いに、多くの一般野立広告が見られる(要改善)
- ・幹線道路沿いの大型ショッピングセンターや郊外型店舗では、一つで 100 m²を越える大規模な野立広告ある。



現行基準：自家広告物 15 m²以下
一般広告物表示禁止



現行基準：自家広告物 100 m²以下
一般広告物実質禁止

野立広告面積の累積

面積 (m ²)	自家広告物		一般広告物	
	個数	累積%	個数	累積%
~10	342	70.7	60	42.0
~20	62	83.5	38	68.5
~30	25	88.6	18	81.1
~40	17	92.1	9	87.4
~50	4	93.0	7	92.3
~60	10	95.0	4	95.1
~70	6	96.3	1	95.8
~80	2	96.7	1	96.5
~90	6	97.9	1	97.2
~100	2	98.3	0	97.2
100~	8	100.0	4	100.0

野立広告上端高さの累積

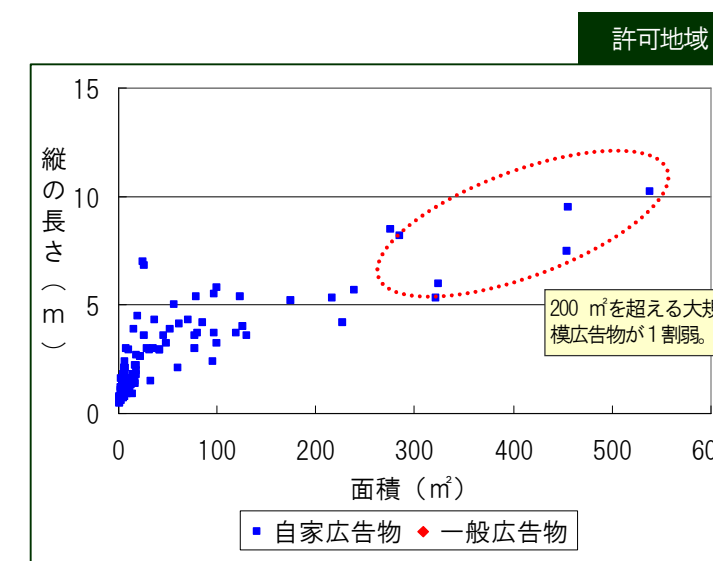
上端高さ (m)	自家広告物		一般広告物	
	個数	累積%	個数	累積%
~2	67	13.8	4	2.8
~4	156	46.1	27	21.7
~6	106	68.0	33	44.8
~8	43	76.9	34	68.5
~10	41	85.3	16	79.7
~12	20	89.5	16	90.9
~14	24	94.4	5	94.4
~16	19	98.3	5	97.9
~18	5	99.4	2	99.3
~20	3	100.0	0	99.3
20~	0	100.0	1	100.0

2. 屋上広告集計結果

- ・面積 20 m²以下が全体の約 65%と最も多く、全体の約 90%は 100 m²以下
- ・景観への影響が大きい 200 m²を大きく超える大規模な物件も 1 割弱(要改善)
- ・広告物の縦の長さは、全て 15m以下

屋上広告面積の累積

面積 (m ²)	個数	累積%
~20	89	64.5
~40	14	74.6
~60	6	79.0
~80	7	84.1
~100	7	89.1
~120	1	89.9
~140	3	92.0
~160	0	92.0
~180	1	92.8
~200	0	92.8
200~	10	100.0

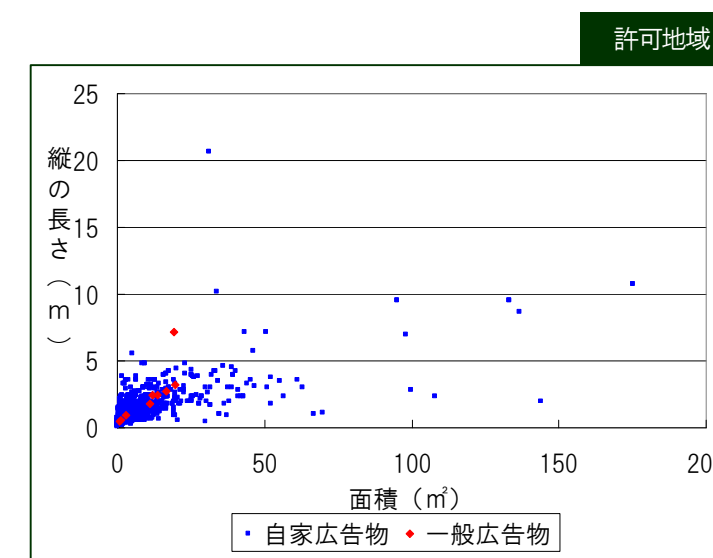


3. 壁面広告集計結果

- ・20 m²以下が全体の 90%以上
- ・建物全体が広告物化している例や、複数の広告物に覆い尽くされる例あり(要改善)

壁面広告面積の累積

面積 (m ²)	個数	累積%
~10	1022	79.9
~20	155	92.0
~30	41	95.2
~40	26	97.3
~50	13	98.3
~60	7	98.8
~70	4	99.1
~80	0	99.1
~90	0	99.1
~100	4	99.5
100~	7	100.0



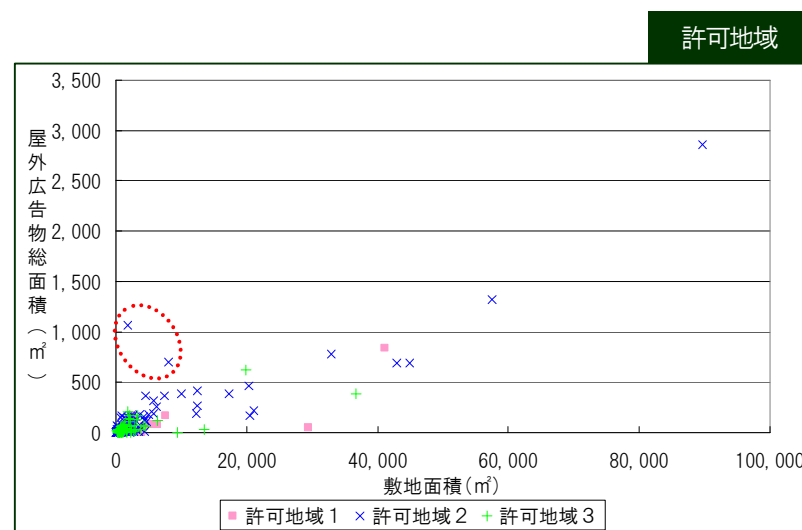
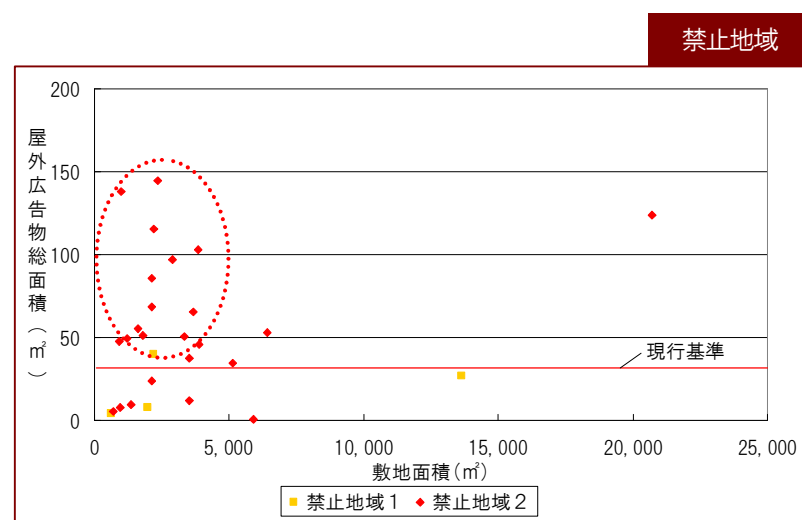
6. 敷地当たり集計結果

- ・ 広告物総面積は店舗等の敷地面積に比例傾向あり
- ・ 小さな敷地に大規模かつ大量な屋外広告物を表示し、景観に多大な影響を与える例あり(要改善)

禁止・許可地域別 1 敷地当たり屋外広告物総面積

禁止・許可地域		敷地数	1 敷地当たり総面積 (㎡)		敷地 100 ㎡当たり (㎡)	
			平均	最大	平均	最大
禁止地域	1 (禁止地域 2 以外の禁止地域)	4	19.6	39.9	0.8	1.8
	2 (高速道路とその両側 500m 以内)	24	59.5	144.7	2.7	14.2
許可地域	1 (高速道路の両側 500m 超え 1,000m 以内)	20	93.8	834.9	2.4	6.4
	2 (国道・主要地方道等両側 100m 以内)	125	132.3	2,861.6	4.9	68.3
	3 (許可地域 1、2 以外)	80	46.6	619.7	2.7	11.2
計		253	93.5	2,861.6	3.7	68.3

※一般広告物のみが表示されている建物のない敷地は除く。



1 敷地当たり総面積の分散

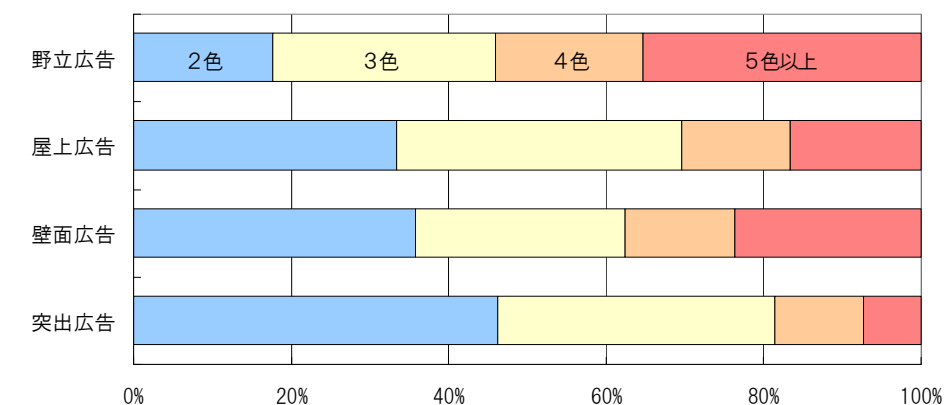
7. 屋外広告物の色相

1) 使用されている色の数

- ・ 野立広告は 5 色以上のものが多い。
- ・ 屋上広告は 2 色又は 3 色使いのものが多い。
- ・ 壁面広告は 2 色以下が最も多い。

カウント方法:

- ・ 広告物の地色、文字色を含めて、色数をカウント。
- ・ 白も 1 色としてカウント (青地に白文字は 2 色、白地に赤と青の文字は 3 色など)

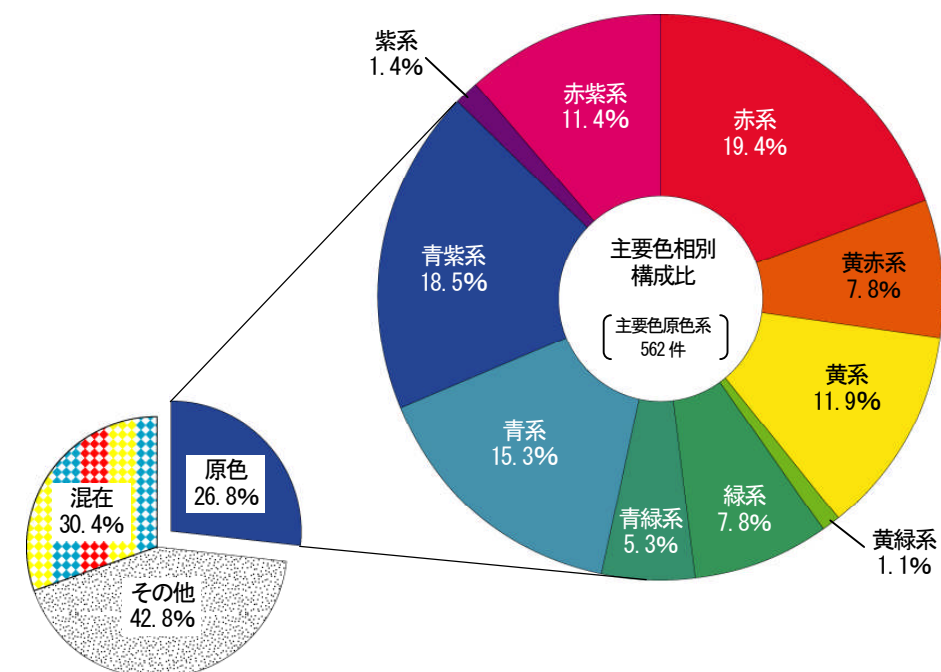


2) 使用されている色別の屋外広告物の数量

- ・ 原色基調の物件が全体の 3 割、原色混在が 3 割、原色以外は 4 割
- ・ 原色基調の内訳は、赤系、青紫系がそれぞれ 2 割近くを占める

カウント方法:

- ・ 個々の広告物の 50% 以上を占める色に個数をカウント。
- ・ 白や淡色系など原色系以外が 50% 以上を占めるものは「その他」に、原色系が混在している場合は「混在」にカウント



主要色相別屋外広告物個数

IV. 問題点・課題の整理

IV-1 立地条件や景観類型について

<土地利用と適合した禁止地域の見直しが必要>

- 高速道路両側 500m以内は禁止地域であるが、商業・業務系の土地利用を推進している場合、過度な屋外広告物規制は困難。
- 高速道路沿線では、都市計画用途地域と整合のとれた、禁止地域の基準、地域指定の見直しが必要。

<禁止地域の一般広告物に対する規制の緩和と誘導が必要>

- インターチェンジ周辺の一般広告物は、現行規制では表示禁止であるが、観光施設等への案内誘導としてある程度必要。
- 案内誘導目的に限っての基準緩和や、地域景観と調和した広告物への誘導が必要。

<許可地域の一般広告物に対する規制の緩和と整理が必要>

- 国道・主要地方道両側 100m以内では、一般広告物の表示は禁止であるが、許可基準の表現が分かりにくいことなどにより、違反物件が多く設置。
- 国道・主要地方道両側 100m以内の規制の明確化、地域の景観特性に応じた一部規制の緩和等が必要。

IV-2 屋外広告物の面積や高さについて

<自家広告物の面積基準の見直しが必要>

- 幹線道路沿道等における大規模な野立広告の乱立を抑制
- 自家広告物の許可基準（許可地域：100㎡以下）は他県に比べ非常に緩く、見直しが必要。

<野立広告の高さ基準の設定が必要>

- 高さ・形状の不揃いな野立広告が乱立し、沿道景観、眺望景観を阻害。
- 現行では高さ基準がないため、地域特性に応じた高さ基準の新設が必要。

<自家広告物の総量規制が必要>

- 許可地域では、一部を除き面積基準がなく、大規模な広告物の設置が制度上可能。
- 屋外広告物の個別基準に加え、表示面積総量に関する基準の創設が必要。

<敷地規模に応じた段階的規制が必要>

- 敷地面積が大きいほど屋外広告物の総面積が大きい傾向があるため、一律の総量規制では大規模店舗への適用が困難。
- 敷地規模に応じた段階的規制や、敷地規模が大きい事業所への個別審査等、総量規制の手法について検討が必要。

IV-3 形状や色彩等について

<壁面や複雑な形状の広告物の取扱いの見直し>

- 高彩度色やC Iカラーを広く用いた壁面等は、文字、マーク等の表示部分のみを規制対象としているが、周辺景観への影響が大。
- 文字等以外の部分も広告物面積に含む等、基準や運用の変更検討が必要。

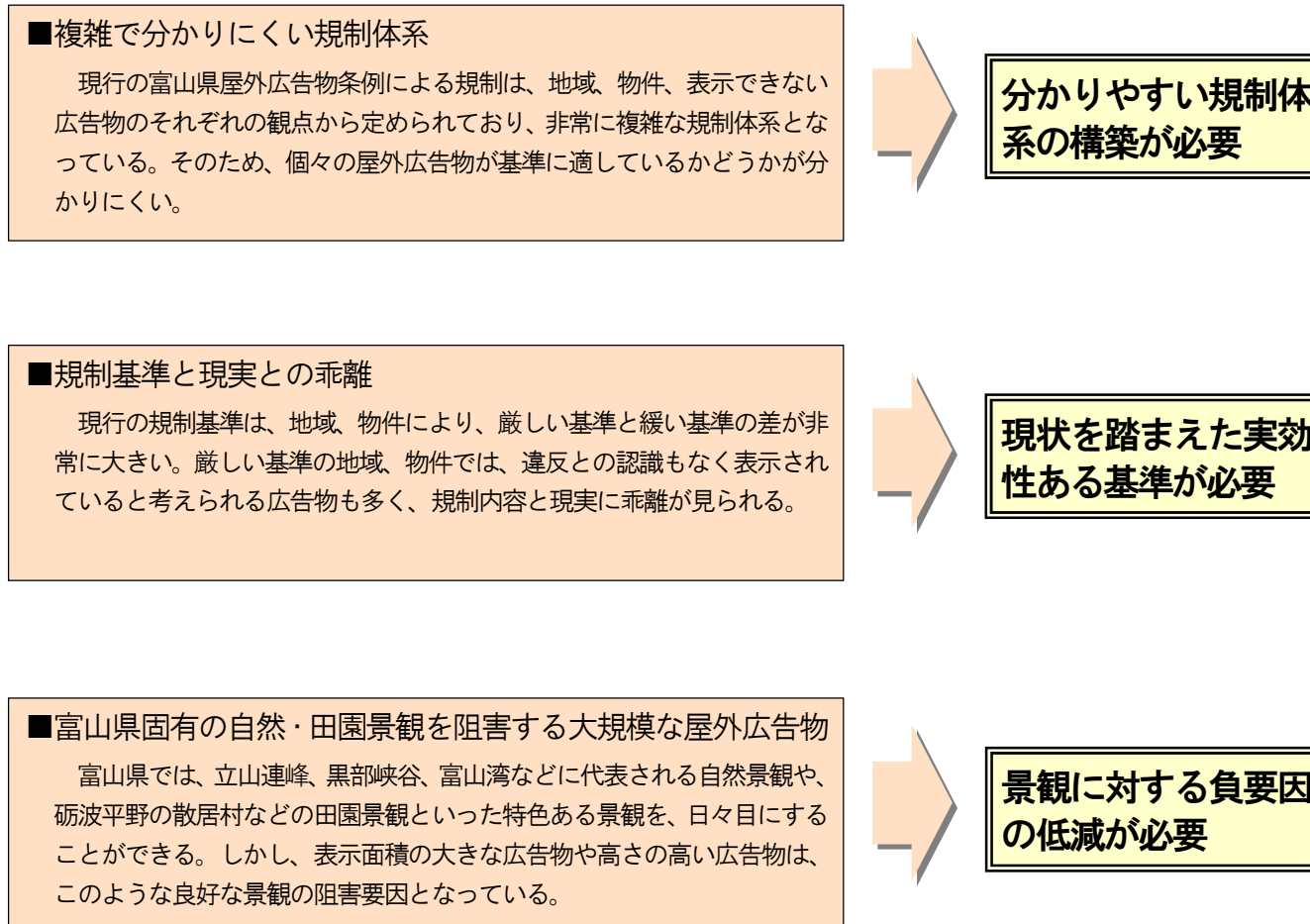
<高彩度色の広告物の取扱いの検討>

- 郊外型店舗等では、高彩度の原色（赤、青等）を屋外広告物が多く、周辺景観を大きく阻害。
- 「富山県景観広告ガイドライン」を踏まえ、屋外広告物の色彩基準導入可能性についての検討が必要。

IV-4 問題点・課題の整理

<屋外広告物に関する問題点>

<課題>



V. 許可基準等の見直し方針

V-1 許可基準等の見直し方針の考え方

- 屋外広告物は、身近な情報手段の一つとして親しまれ、経済活動や県民生活に必要であり、まちの賑わいを創出するなどの役割も担っている。一方で、県民の景観に関する意識の高まりから、屋外広告物にも地域の景観との調和や質の向上が以前にも増して強く求められるようになってきている。
- 富山県では、従来から屋外広告物条例により、良好な景観形成、風致の維持等を目的に規制を行ってきた。しかしながら、今後、激化する地域間競争に打ち勝ち、観光振興等を通じた交流人口の拡大を図り、地域の活性化を目指すためにも、美しい町並み整備が求められるとともに、優れた景観の保全、調和の取れた良好な景観形成を図る必要がある。
- このことから、屋外広告物の現状・課題を調査し、これを踏まえ、「規制体系の明確化」・「実効性ある基準の設定」・「景観の阻害要因の低減」の視点から、講ずべき規制・誘導方針等を検討し、富山県内の屋外広告物が、景観に配慮した「景観広告」となるよう、「富山県屋外広告物条例」に係る許可基準等を見直すこととした。
- これにより、立山連峰をはじめとする優れた自然・眺望景観の保全と、良好な沿道景観の形成を目指すものである。

V-2 許可基準等の見直し方針

1. 禁止地域・許可地域の区分の再構成

現行制度：禁止地域（原則として広告物表示禁止）、許可地域（広告物表示に許可必要）ごと、広告物種類、設置場所ごと等に一律基準が設定され、国道等主要道路沿いなどの野立広告が特に厳しく規制がされている半面、地域ごとの景観特性は規制に反映されていない。

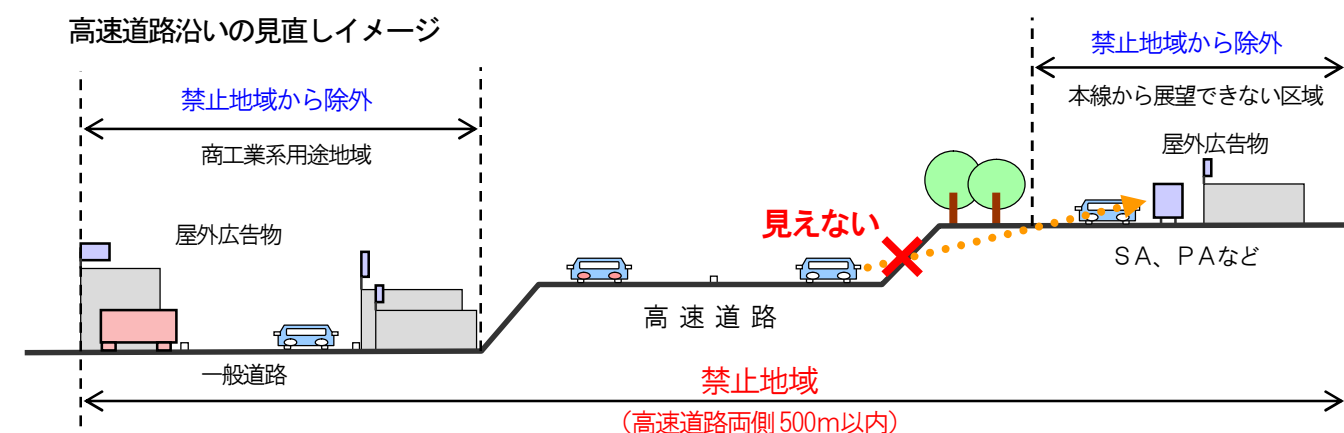
今回の見直し：富山県らしい美しい景観の保全、眺望景観・沿道景観・土地利用の状況等を考慮し、主要道路沿線の禁止地域指定等見直しに併せて、**禁止・許可地域の区分を景観優先順に整理する。**



2. 主要道路沿線の禁止地域指定等の見直し

現行制度：高速道路沿い両側 500m以内は禁止地域であり、商業地等でも、ほとんど屋外広告物を設置できない。また、国道・主要地方道等沿い許可地域では、一般野立広告は道路から 100m後退するよう規制されており、沿線 100m 以内には一般野立広告は設置できない。

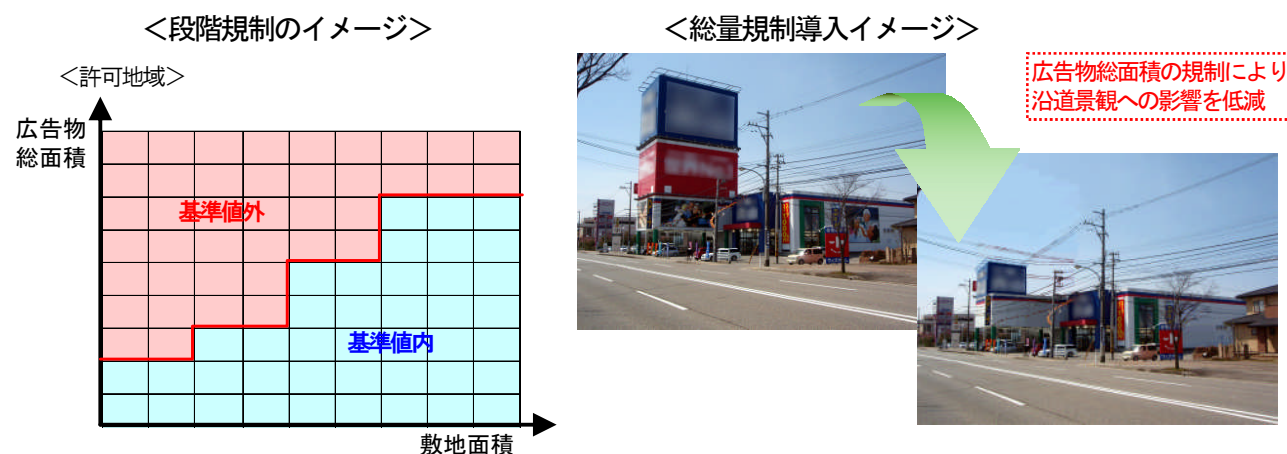
今回の見直し：高速道路沿いや国道・主要地方道沿線等の一律規制については、景観への影響を考慮したうえで、**禁止地域の一部を許可地域に変更するなど規制の弾力化**を図るとともに、**その他の地域では現行規制の周知徹底**を図る。



3. 総量規制の導入

現行制度：野立、屋上など個々の広告物に対して基準が設定され、複数テナントが入居する大規模商業施設への適用が難しくなっているほか、小規模な事業敷地であっても、広告物個々の基準を満たしていれば大規模かつ大量の広告物を表示できるという問題点がある。

今回の見直し：広告物全体量の適正化のため、新たに**広告物総面積を許可基準として新設**し、極端に大規模かつ大量な屋外広告物の表示を抑制する。また、**敷地規模に応じた段階規制**とし、複合商業施設などには、一連の敷地単位で基準を適用する。

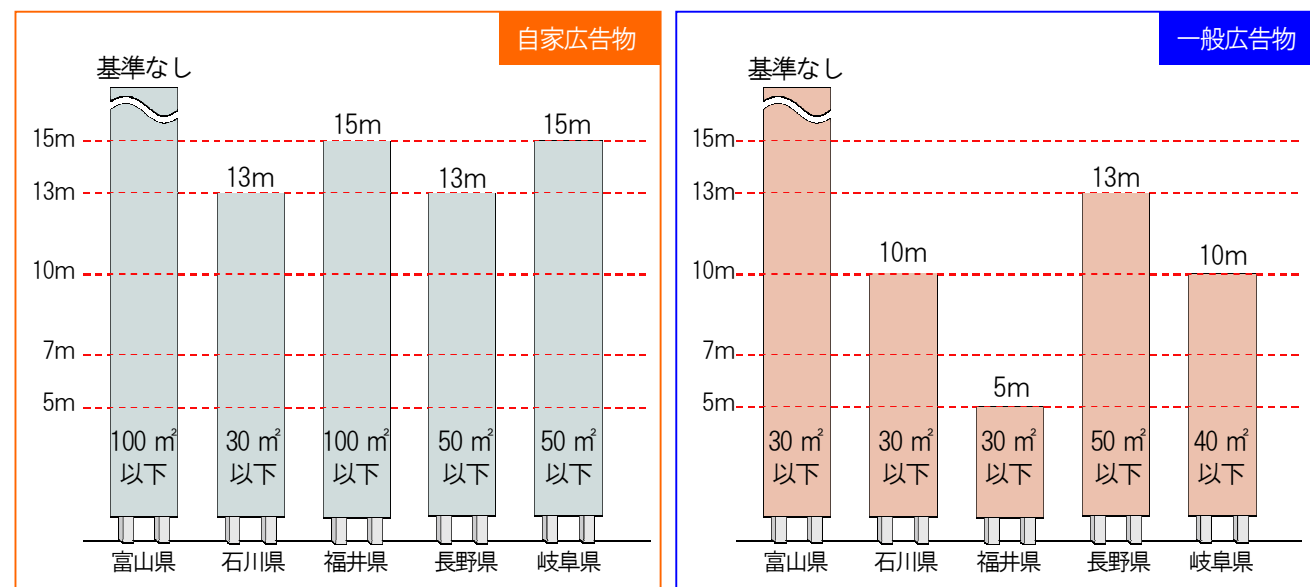


4. 屋外広告物の個別面積・高さ等の基準の見直し

現行制度：本県の屋外広告物面積に関する基準は他県に比べ非常に緩く、高さ基準も無いため、一部に巨大な自家広告物が見られるほか、面積や高さの不揃いな広告物が乱立し、沿道景観や眺望景観を阻害する大きな要因の一つとなっている。

今回の見直し：**野立広告の面積基準を見直し、高さ基準を新たに導入**するとともに、壁面広告に**面積による基準を導入**するなど、個別の基準を見直す。

参考：許可地域における野立広告の高さ及び面積基準（近県比較）



5. 色彩基準の導入検討

屋外広告物の鮮やかな色彩は、商業地等では賑わいや華やかさを演出するが、住宅地や郊外では沿道景観・自然景観の阻害要因の一つにもなっている。

現行条例では、屋外広告物の色彩に関する基準はないが、「富山県景観広告ガイドライン」の中で、景観に配慮した屋外広告物とするため、高彩度色は控え彩度6程度の低彩度～中彩度色を用いるよう推奨している。

今回の見直しでは、地域・広告物表示面積等に応じた、定量的な色彩基準や、沿道景観や自然景観を阻害する色彩の広告物の表示を防止するための具体的な基準の導入について、検討する。

